平成２１年（フ）第２１２号
山形市南館３丁目22番31号　安孫子アパート１階
破産者　佐藤　明子
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３０１号
山形県西村山郡朝日町大字宮宿110番地の１
破産者　布施健太郎
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３２２号
山形市肴町３番29―307号　レピュートＫ、前住所山形県寒河江市元町３丁目６番地の６
破産者　江口　剛史
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３１６号
神奈川県鎌倉市七里ガ浜１丁目15番18号　テラス金子Ｂ－１
破産者　篠宮　隆亨
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１７号
神奈川県鎌倉市七里ガ浜１丁目15番18号　テラス金子Ｂ－１
破産者　篠宮さおり
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６号
富山県南砺市城端688番地
破産者　高田機料商会こと　髙田　寛治
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第１０４号
富山県高岡市佐野1390番地　アパルタ・セレッソ201号
破産者　余西　一栄
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第３９６号
金沢市粟崎町４丁目９番地７
破産者　三浦ひとみ
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４７２号
石川県金沢市富樫２丁目６番29号
破産者　名畑　明雄
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第８号
石川県輪島市門前町馬場ニの109番地
破産者　大釜　律子
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所輪島支部

平成２２年（フ）第１３６号
静岡県富士市錦町１丁目３番３―402号
破産者　小関　勝俊
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第６１６号
静岡県浜松市浜北区小松2738番地
破産者　竹内まなみ
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第８９０号
京都市下京区西七条赤社町35番地　ハイツシャムロック315室、前住所京都市下京区中堂寺粟田町27番地
破産者　亀崎　伸二
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１０９号
兵庫県小野市大島町1764番地　サニーハイツ大島105号
破産者　坂本　晶子（旧姓平得）
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第６６号
愛媛県松山市北梅本町626番地１　２号
破産者　尾上　星次
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第３３５号
沖縄県豊見城市字豊見城83番地２　テラスとみしろＡ―202号、開始決定時の住所沖縄県那覇市山下町29番14号
破産者　渡口　健司
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第３３６号
沖縄県豊見城市字豊見城83番地２　テラスとみしろＡ―202号、開始決定時の住所沖縄県那覇市山下町29番14号
破産者　渡口　耕司
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第３３７号
沖縄県那覇市字小禄331番地　幸地アパートＢ２階、開始決定時の住所沖縄県那覇市山下町29番14号
破産者　渡口　純司
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部